

◇ 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する
政令案 新旧対照条文

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養給付費等負担金の額）</p> <p>第二条 法第七十条第一項の規定により毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>第十五条の二 平成二十六年度までの各年度における第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「繰入金」とあるのは「繰入金及び法附則第二十四条第一項の規定による繰入金の合算額」とする。</p>	<p>（療養給付費等負担金の額）</p> <p>第二条 法第七十条第一項の規定により毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十四に相当する額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>